

鹿沼市鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（19生産9424号農林水産省生産局長通知）に基づく鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（以下「国報償金」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象鳥獣及び国報償金の額)

第2条 対象有害鳥獣及び国報償金の額の上限は次のとおりとする。

- (1) イノシシ、ニホンザル及びニホンジカの成獣 1頭当たり8,000円
- (2) イノシシ、ニホンザル及びニホンジカの幼獣並びにハクビシン及びアライグマ 1頭当たり1,000円
- (3) カワウ、カラス、カルガモ、ドバト、キジバト、スズメ及びヒヨドリ 1羽当たり200円

2 前項各号に掲げる対象有害鳥獣は、栃木県内で捕獲されたものとする。

(交付対象者)

第3条 国報償金の交付対象者は、本市の許可を受けた者、または、本市に住所を有し、本市以外の許可を受けて、対象有害鳥獣を捕獲した者とする。

(国報償金の交付手続)

第4条 国報償金の交付を受けようとする者は、捕獲後速やかに、有害鳥獣捕獲報償金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、捕獲票の写し、写真及び対象有害鳥獣の切断した尻尾を添えて、市長に申請を行うものとする。

(国報償金の交付)

第5条 市長は、前条の申請を受けたときは、申請書の内容を審査し、国報償金の交付が適当であると認めるときは、国報償金を支払うものとする。

2 前項の規定による国報償金の支払は、予算の範囲内で交付するものとする。

(実施期間)

第6条 国報償金の交付対象となる捕獲の期間は、4月1日から3月31日までとし、愛鳥週間及び動物愛護週間を除く。ただし、鹿沼市が許可する有害鳥獣捕獲の従事者として有害鳥獣を捕獲した場合のみ、狩猟期間中に捕獲した個体も国報償金の対象とする。

(報告検査等)

第7条 市長は、必要と認めるときは国報償金の交付を受けようとする者又は国報償金の交付を受けた者に対しその捕獲に関する報告を求め、又は職員によりその書類若しくは捕獲の状況を検査させその他必要な指示をすることができる。

(国報償金の返還)

第8条 市長は、国報償金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した国報償金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 不正の行為によって国報償金の交付を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、国報償金の交付に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年 1月18日から適用する。

この要綱は、令和 元年 5月 1日一部改正